

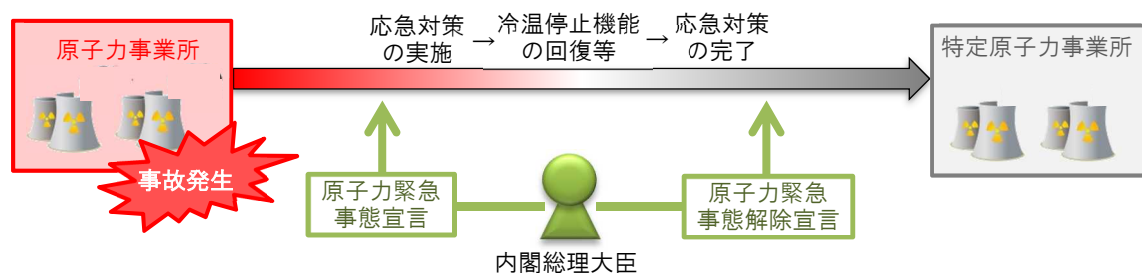
対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案 概要

第1 法律案の趣旨

原子力緊急事態解除宣言が出された原子力事業所（特定原子力事業所）にある発電用原子炉施設等については、速やかに規制基準に適合させることが必要である。したがって、発電用原子炉設置者等がこれを怠ったときは、重大な事故を起こした責任も勘案すると、当該発電用原子炉施設等の許可等を取り消すことが適当である。また、当該発電用原子炉施設等の使用に当たっては、特定地方公共団体の長の同意を得ることとするのが適当である。以上の点に鑑み、対象発電用原子炉施設等に係る原子炉等規制法の特例を定める。

第2 法律案の内容（発電用原子炉施設の場合）

1 「特定原子力事業所」



2 原子炉等規制法の特例

(1) 対象発電用原子炉設置者に対する通知

原子力規制委員会は、原子力緊急事態解除宣言が出された場合において、特定原子力事業所に対象発電用原子炉施設（規制基準に適合していない発電用原子炉施設であって、廃止措置計画の認可の申請がされていないもの）があると認めるときは、直ちに、対象発電用原子炉設置者に対し、当該対象発電用原子炉施設について適合性審査の申請を行うべき旨を通知するものとする。

(2) 許可の取消しの特例



特定原子力事業所に設置された全ての対象発電用原子炉施設について、期限（(1)の通知から2年以内）までに適合性審査の申請がされなかったときは、許可が取り消されるものとする。

※ ただし、廃止措置計画の認可の申請がされたものについては、この限りでない。

(3) 使用の特例

対象発電用原子炉設置者は、特定原子力事業所に設置された発電用原子炉施設を原子力緊急事態解除宣言が出された後初めて使用しようとするときは、あらかじめ、特定地方公共団体[※]の長に協議し、その同意を得なければならない。

※ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地方公共団体として政令で定めるもの（発電所の場合はUPZを想定）

3 経過措置【附則】

特定原子力事業所で施行日前に原子力緊急事態解除宣言が出されたもの（現時点では、東京電力福島第二原子力発電所のみ）については、施行日において当該原子力緊急事態解除宣言が出されたものとみなして、この法律の規定を適用する。

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日